

屋号又は商号 宮崎農園

氏名又は法人名 宮崎 忠司

平成 25 年 4 月 2 日付けで申請のありました
そうざい製造業については、食品衛生法(昭
和 22 年法律第 233 号)第 52 条第 1 項の規定に基
づき、次のとおり許可します。

なお、この処分に対する不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日
以内に徳島県知事に審査請求をすることができます(処分のあった日の翌日から起算して 1 年を経過
した場合は除きます。)

また、この処分に対する取消訴訟については、徳島県を被告としてこの処分があったことを知った
日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます(処分のあった日の翌日から起算して 1
年を経過した場合は除きます。)。ただし、処分のあったことを知った日の翌日から起算して 60 日
以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の
翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければなりません(裁決があった日の翌日から起算して 1 年
を経過した場合は除きます。)

平成 25 年 4 月 3 日

徳島県東部保健福祉局長

- 1 許可の有効期間 平成 25 年 4 月 3 日から
平成 30 年 4 月 30 日まで
- 2 営業所所在地
徳島県徳島市北田宮四丁目10番4号

この許可証は、店舗の見やすい位置に掲示しておいてください。